

議 答 申 個 第 5 8 号

令 和 4 年 3 月 2 8 日

生駒市教育委員会 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 吉 川 正 史

実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する
電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（答申）

令和4年2月7日付け生教総第635号で諮問のあった事項について、当審議会の意見
は、別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>市立小・中学校保護者連絡等システムの導入に伴い、実施機関（生駒市教育委員会）が保有する電子計算機を事業者が提供するクラウドサーバとオンラインで結合し、児童、生徒及び保護者の個人情報を取り扱うことについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>実施機関から諮問のあった電子計算機の結合については、適当なものとするが、次のことに配慮されたい。 システムの選定に当たっては、個人情報の漏えい等のないよう、常に最新のセキュリティ対策を講じられるかを考慮すること。また、個人情報の管理については厳重に行うこと。</p>
<p>審議内容</p>	<p>システム選定前の諮問案件であり、本件結合に係るセキュリティの詳細な内容については不明であるため、業者選定の際の仕様書や想定しているデータセンターのセキュリティ対策等を基に審議を行った。 本審議会は、本件結合に係るセキュリティ内容（通信経路上の暗号化やデータセンターの安全性、アクセス管理等の対策）並びに結合することによる児童・生徒の保護者の利便性の向上及び教職員等の事務負担軽減等を慎重に審議した結果、本件結合は公益性が高く、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見をとりまとめた。</p>
<p>審議日</p>	<p>令和4年2月22日</p>
<p>取り扱う個人情報の項目</p>	<p>児童・生徒の氏名、学年、クラス、出席番号、所属する部活動、体温、疾病等の症状、保護者のメールアドレス</p>
<p>結合先</p>	<p>市立小・中学校保護者連絡等システムの受託者が管理するデータセンター</p>
<p>所管課</p>	<p>教育こども部 教育総務課</p>